

サービス種類別合同開催要件一覧

※地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護は合同開催の上限回数はありません。

その他のサービスは下記のとおりです。

別紙

運営推進会議

NO	サービスの種類	開催回数	要件
1	療養通所介護	12月に1回	①個人情報・プライバシーを保護すること ②同一の日常生活圏内の事業所であること
2	地域密着型通所介護	概ね6月に1回	①個人情報・プライバシーを保護すること ②同一の日常生活圏内の事業所であること
3	認知症対応型通所介護	概ね6月に1回	①個人情報・プライバシーを保護すること ②同一の日常生活圏内の事業所であること
4	小規模多機能型居宅介護	概ね2月に1回	①個人情報・プライバシーを保護すること ②同一の日常生活圏内の事業所であること ③合同して行う回数が1年度に行う開催回数の半数を超えないこと ④外部評価を行う場合は単独で行うこと
5	認知症対応型共同生活介護	概ね2月に1回	①個人情報・プライバシーを保護すること ②同一の日常生活圏内の事業所であること ③合同して行う回数が1年度に行う開催回数の半数を超えないこと ④外部評価を行う場合は単独で行うこと
6	地域密着型特定施設入居者生活介護	概ね2月に1回	①個人情報・プライバシーを保護すること ②同一の日常生活圏内の事業所であること ③合同して行う回数が1年度に行う開催回数の半数を超えないこと ④外部評価を行う場合は単独で行うこと
7	地域密着型介護老人福祉施設	概ね2月に1回	①個人情報・プライバシーを保護すること ②同一の日常生活圏内の事業所であること ③合同して行う回数が1年度に行う開催回数の半数を超えないこと ④外部評価を行う場合は単独で行うこと
8	看護小規模多機能型居宅介護	概ね2月に1回	①個人情報・プライバシーを保護すること ②同一の日常生活圏内の事業所であること ③合同して行う回数が1年度に行う開催回数の半数を超えないこと ④外部評価を行う場合は単独で行うこと

介護・医療連携推進会議

NO	サービスの種類	開催回数	要件
1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	概ね6月に1回	①個人情報・プライバシーを保護すること ②同一の日常生活圏内の事業所であること ③合同して行う回数が1年度に行う開催回数の半数を超えないこと ④外部評価を行う場合は単独で行うこと